

令和8年度



詳細は市HPをご覧ください▶



東かがわ市未来投資応援補助金

目的

市内事業者の将来への投資を応援します！
新事業展開・生産性向上・賃上げへ

対象者



市内に本社・営業所等のある
中小企業等、医療法人、
農業法人、NPO法人等の
法人及び個人事業主
※個人事業主にあつては、事業主又は
従業員の1人以上が市内に住所を有す
ることが条件

補助金額

上限 **50** 万円

補助率

3/4

※補助対象経費合計額が25万円（税抜）以上となるものに限りま

要件

- 【必須】 継続的な賃上げに取り
組むこと(従業員がいる場合)
- 【選択】 新事業展開や事業分野
拡大または生産性向上につな
がる設備投資

事例

- ・新商品、サービス開発のための機器導入
- ・自動化、作業効率向上、省力化、高効
率化に資する機械設備の導入
- ・人手不足解消用ロボットの導入
- ・AI技術による独自検品システム導入
- ・新事業展開のための店舗等の改装

スケジュール

※申請は1事業者につき1回限り
※先着順・予算に達し次第終了

申請期間 令和8年7月1日～ 8月31日 ※郵送による受付はできません

事業対象期間 令和8年4月1日～12月28日 ※実績報告まで(事前着手可)

専門家による申請等の相談(香川県よろず支援拠点)

無料

日時：7月の毎週金曜日 9:30～16:30 ※要事前予約
8月の毎週水曜日 9:30～16:30 (お気軽にご相談ください)

場所：東かがわ市役所 【申込先】 市地域創生課 ☎：26-1276

裏面につづく

【問合せ先】 市地域創生課 ☎：26-1276

※本補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業です

補助対象経費

| 項目 | 補助対象経費 | 補助対象外経費 (通常活動に要する経費) |
|--------|--|---|
| ①機械装置費 | <ul style="list-style-type: none"> ○商品・サービス提供のための機械設備（設置・据付を伴うことが原則）の導入に要する経費 ○生産性向上のための独自の特定業務用ソフトウェア（本補助事業以外にも汎用的に使用できる市販ソフトウェアは除く）の導入に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ●商品・サービス提供を伴わないものの更新（更衣室・応接室等の空調設備等） ●家庭・一般事務用ソフトウェア ●汎用的に使用できる自動車・重機・農業用機械・自動二輪車・自転車等、パソコン、事務用プリンター、電話機、船舶 ●機械設備等のリース料、クラウドサービスの利用料 ●各種保証・保守料 <p style="text-align: right;">など</p> |
| ②運搬費 | <ul style="list-style-type: none"> ○機械設備等の運搬に要する経費 ○宅配・郵送等に要する経費（本体価格に比して、高額なものを除く） | |
| ③設備処分費 | <ul style="list-style-type: none"> ○補助事業に必要なスペース確保を目的とした設備機器等の解体・処分に要する経費（補助対象経費限度額：15万円） | <ul style="list-style-type: none"> ●既存事業における商品在庫の廃棄・処分費 <p style="text-align: right;">など</p> |
| ④外注費 | <ul style="list-style-type: none"> ○工場・店舗等の新築工事（土地の取得は除く）、改装工事、移動販売等を目的とした車の内装・改造工事に要する経費 ○特定業務用ソフトウェア（自社（団体）の業務のためのみに開発されたソフトウェア・アプリ等）開発の外注に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ●単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事 ●土地の取得 <p style="text-align: right;">など</p> |

※将来に向けた投資を推進することを目的とすることから、一般事務用のパソコンやソフトウェアなどは対象となりません。

※同一の内容で、国、県、市などの他の補助金等と併用はできません。

※審査の結果、採択されない場合があります。また、予算の都合等により補助金額を減額する場合があります。